

東北文化学園大学における競争的資金不正防止計画

平成 24 年 1 月 11 日 大学運営会議制定

東北文化学園大学競争的資金等規程第 5 条及び東北文化学園大学における競争的資金等の不正行為に関する規程第 3 条に基づき、競争的資金等の不正使用を発生させる要因を把握し、適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体制の明確化

項 目	不正発生要因	不正防止計画
責任と権限の体系の周知	本学における競争的資金等の運営管理の責任体制を本学ホームページ上に公表しているが、学内外に充分周知されていない。	改めて、本学における競争的資金等の運営管理の責任体制を本学ホームページ上に公表している旨を学内外に周知を行う。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項 目	不正発生要因	不正防止計画
競争的資金に係る規程等による使用ルールの明確化	研究者及び事務担当者の使用ルールの理解不足により、誤った運用が行われることがある。	研究者及び事務担当者に、本学での予算使用ルールの他、東北文化学園大学競争的資金等規程、東北文化学園大学における競争的資金等の不正行為に関する規程及び東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程を遵守するよう周知を行う。
モニタリング活動の強化	日常業務処理でのチェック活動により得た情報が研究者及び事務担当者間で共有されていない。	日常業務処理でのチェック活動により得た情報を、研究者及び事務担当者に周知する体制を整備し、正確な予算処理を目指す。
内部監査の実施	内部監査の実施について、監査を行う研究課題の選定基準が明確にされておらず、監査実施者も学校法人内で行っている。	監査を行う研究課題の選定基準の明確化するとともに、監査法人への監査依頼を検討する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

項 目	不正発生要因	不正防止計画
予算の執行状況の把握	予算の執行が年度末に集中する傾向がある。	事務担当者が研究者に適切な予算執行するよう、コミュニケーションを図っていく。
物品の発注・検収体制	物品の検収方法について、事務担当者の確認が一部不備な点がある。 また、一部の研究者に東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程を遵守しない物品発注も散見される。	東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程に基づき、物品の発注・検収が確実に実施できるよう、再度、研究者及び事務担当者に周知する。
立替購入	(1) 東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程に第3条及び第5条第2項に立替購入に係る規定が定められているが、物品の検収が行われていないケースも散見される。	物品の検収の徹底等、規定を遵守するよう研究者及び事務担当者に周知徹底を図る。 また、事務用品等については、本学指定のWEB購入サイトの利用を促す。
	(2) 物品購入以外での委託費等については、研究者発注が認められている状況である。	東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程に準じた執行を行うよう研究者に周知を行う。
出張	出張日程等の事実確認が可能となったが、出張報告書の内容が簡潔で誰でも記載できる内容も散見される。	出張目的が達成できたのかを確認できるよう、具体的な事項を記入させること徹底させる。 場合によっては、関連資料の提出を求める。
アルバイト謝金	研究者からの事後の申請で行われている。	大学から被雇用者への現金または被雇用者名義の銀行口座への振込みを徹底する。 また、事務担当者が被雇用者に事前面談を実施するとともに、場合によっては事務担当者から直接被雇用者に雇用実態の確認を行う。

項 目	不正発生要因	不正防止計画
謝金	「専門的知識の提供」、「研究協力」等の名目で謝金を支出する場合の基準が明確ではない。	「専門的知識の提供」、「研究協力」等の名目で謝金を支出する場合は、具体的な内容及びその金額の妥当性を確認する。 また、謝金の支出に係る金額の基準の策定を検討する。
会議費	会議費の支出について、事後の申請があることがある。	会議費の支出については、研究者から事前に事務担当者に申出た上での執行を徹底させる。 また、会議等の議事録または開催日時、出席者、打合せ内容がわかる書類を提出させる。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

項 目	不正発生要因	不正防止計画
相談窓口・告発通報窓口	相談窓口・告発通報窓口については、本学ホームページ上に公表しているが、周知が不十分である	改めて、本学の相談窓口・告発通報窓口を学内外に周知を行う。

5. 不正発生時の調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- (1) 不正行為が発覚した場合、東北文化学園大学における競争的資金等の不正行為に関する規程第9条に基づき、最高管理責任者（学長）は、調査の結果、それが事実であると認められる場合、文部科学省、関連機関等に報告を行う。
- (2) 不正行為が事実を認められた場合は、最高管理責任者（学長）は理事長に報告し、学校法人東北文化学園大学就業規則及び学校法人東北文化学園大学懲戒委員会規程に基づき、懲戒処分を行う。

6. 不正防止計画の見直し

東北文化学園大学における競争的資金不正防止計画は、毎年度、不正を発生させる原因の把握及びその分析を進めるとともに、文部科学省等から情報提供及び他の研究機関の事例等も考慮しながら、大学運営会議において計画の見直しを行うものとする。